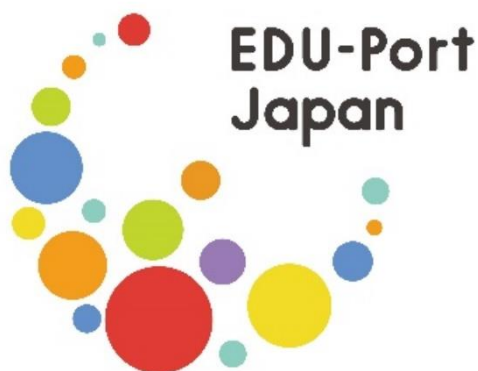


平成 29 年度
日本型教育の海外展開推進事業
(EDU-Port ニッポン)
パイロット事業 公募要領



平成 29 年 7 月
文部科学省



平成 29 年度日本型教育の海外展開推進事業 (EDU-Port ニッポン) パイロット事業 公募要領

1. 公募の背景・目的

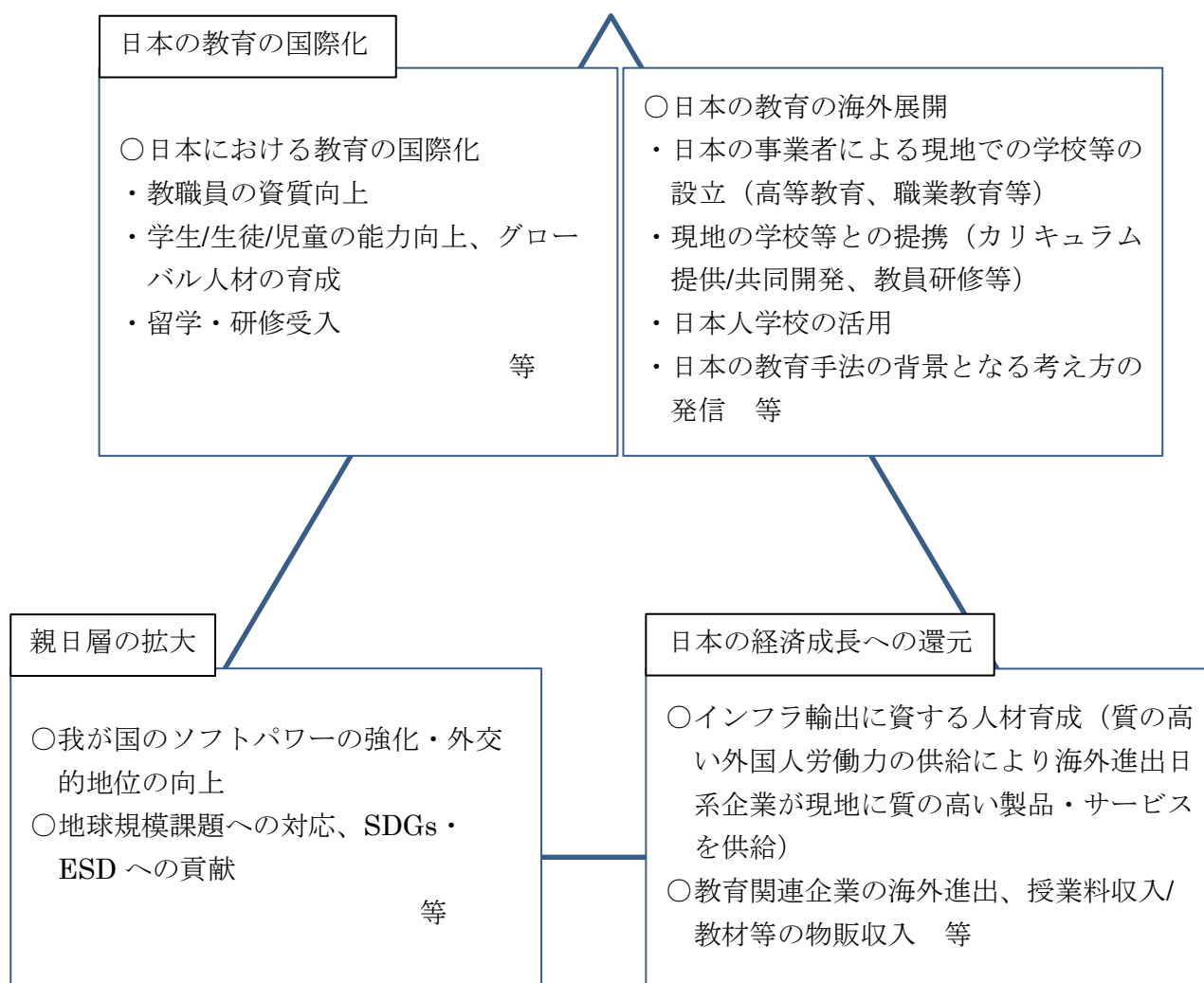
近年、諸外国から、高い基礎学力のみならず協調性や行動規範を重視する小中学校教育や、実践的かつ高度な職業教育を行う高等専門学校制度など、「日本型教育」に強い関心が寄せられている。

我が国が策定した「インフラシステム輸出戦略 (平成 29 年 5 月改訂)」においては、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが掲げられており、人材育成を含むソフトインフラも重点分野として位置づけられている。また、平成 28 年 9 月に国連本部で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) においては、教育が目標の一つに位置づけられているが、平成 28 年 5 月の G7 倉敷教育大臣会合において採択された「倉敷宣言」においても、教えや学びの改善を通じて SDGs に貢献することが盛り込まれている。

こうした状況の中、文部科学省では、関係府省や国際協力機構 (JICA)、日本貿易振興機構 (JETRO)、地方公共団体、教育機関、民間企業、NPO などが協力してオールジャパンで取り組む「日本型教育の海外展開推進事業 (EDU-Port ニッポン)」を平成 28 年度に開始した。

本「パイロット事業」は「日本型教育の海外展開推進事業 (EDU-Port ニッポン)」の一環として、日本政府が進める日本型教育の海外展開のモデル候補となりうる事業を、プラットフォームを通じ集中的に支援し、併せて成果・課題を検証、共有することで日本型教育の海外展開のモデル形成に資することを目的としている。モデル形成にあたっては、次ページのような成果目標に合致することをより重視して行う。

EDU-Port ニッポンの成果目標



2. 応募タイプ

今年度は、以下の通り応募タイプを2つに区分し、募集を行う。

応募タイプ	応募タイプの趣旨・概要	採択件数 ^(注1) (予定)
EDU-Port 公認プロジェクト	P.4 に示す「重点テーマ」に合致する取組の応募を受け付ける。	2～4 件程度
EDU-Port 応援プロジェクト	多様な発想・内容の応募を受け付ける。	10 件程度

(注1) 採択件数は現時点での予定であり、応募の状況によって変動する可能性がある。

(注2) 公認プロジェクトへ応募する場合、「重点テーマ」のいずれに該当するかについて、応募書類に記載する欄を設けているので注意されたい。

(注3) 公認プロジェクト枠で応募のあった提案の一部については、応援プロジェクトとしての採択を事業者へ打診する場合がある。

3. 支援対象機関

以下の団体とする。複数団体で共同して本事業へ応募する場合、少なくとも1者がこの条件を満たすものとする。

※平成 28 年度に採択されたパイロット事業の実施機関については、新規事業分につき提案する場合には応募が可能である。

- ① 国立大学法人・公立大学法人・学校法人・準学校法人
- ② 地方公共団体・教育委員会
- ③ 教育事業を行う事業者、公益法人（予備校、塾、学習支援業、NPO など）

上記に加え、応募する団体（複数団体で共同して応募する場合は、その全ての団体）は、以下の要件を満たすものとする。

- 過去に行政処分・指導、刑事罰を受けていないこと（係争中含む）
- 反社会的勢力、またはこれに類似する法人ではないこと
- 公序良俗に反する業務を行っていないこと
- 本公募要領の内容を十分理解し、承諾していること

4. 支援対象事業

これまでに培った教育コンテンツ・手法・ノウハウなどに基づいた教育事業を、海外展開する取り組みに対して支援を行う。ここでの「教育」とは、いわゆる学校教育に限らず、家庭教育、社会教育等、生涯学習全般を対象に含む。また、ここでの「海外展開」とは、以下のようなものを指す。

- 日本で実施していた教育事業について、またはそのノウハウを活用して海外でも新たに実施（双方向の交流も含む）するもの。
- 既に海外で実施していた教育事業（双方向の交流も含む）について、そのサービスの更なる充実や規模の拡大を図るもの。
- 最短でも2年間は継続する事業であること。

また、支援対象事業は以下の要件を満たしているものとする。

(1) 公認・応援プロジェクト共通に求める要件

以下の要件は必ず満たしていること。

- 相手国のニーズを踏まえ、それに応える教育事業であること。
- 日本の教育の良い点が明らかにされており、「日本型教育の展開」であることがわかり易い（ビジビリティの高い）内容であること。
- 民間事業者や教育機関による既存の海外展開活動や開発援助プロジェクト等が直面している課題の改善に資する展開モデルであること。
- 複数の事業者・団体間の協業による展開モデルであること。

上記に加えて、例えば以下のような要素のいずれかを有していることが望ましい。

- 教育委員会・国立大学やその他の学校法人・独立行政法人をパートナーに含め、これら団体の国際化にもあわせて資するような展開モデルであること。
- 本公募事業終了後の自立的な事業継続を見込む内容であること。
- 現地国カウンターパートの協力確保の可能性が見通されている内容であること。
- スポーツ、文化、保健等、複数分野にまたがる横断的な内容を包摂すること。

※平成 28 年度に採択されたパイロット事業については、新規事業分につき応募が可能である。

(2) 公認プロジェクトが満たすべき要件

前項に加えて、公認プロジェクトは以下に示す「重点テーマ」に該当する事業であることを重視する。事業を推進するための「実現の手法」については、下記のような例が考えられるが、これら以外の提案も歓迎する。

事業を展開する「国・地域」については特に限定しないが、採否の検討に当たっては ASEAN 諸国およびインドでの取り組みを重視する。

重点テーマ ※下記は、平成 28 年度パイロット事業等から抽出されたテーマであり、これらに該当することを重視する。 ※学校教育に関連して民間事業者が実施する取組も含む。	実現の手法 ※下記は平成 28 年度パイロット事業等から抽出された例であるが、これ以外の提案も歓迎する。
<p>＜初等中等教育段階(就学前教育を含む)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導方法(主体的・対話的で深い学び 等)・内容(数学・理科・音楽・体育等の教科、特別活動、防災教育・環境教育等の教科横断的な内容 等) ● 教員・指導者養成システム(養成・採用・研修を通じた一体的取組 等) <p style="text-align: right;">等</p> <p>＜高等教育段階(高等専門学校・専修学校を含む)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 理工系教育(ものづくり、技術者教育 等) ● 法学教育(公法、商取引法 等) ● 実学教育(メディアアート、デザイン、スポーツ、ヘルスケア 等) <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産学官の協働 ● ICT の活用 ● 国際教育協力の資産の継承・発展 ● 在外教育施設の開設や活用 ● 専門家派遣や研究者の国際交流、学生・研修生等の双方向交流 ● 地域社会との連携やコミュニティラーニングの促進 ● フィージビリティスタディ 等



国・地域(下記を重視する)
<ul style="list-style-type: none"> ● ASEAN 諸国 ● インド

5. 支援内容・支援期間

採択者に対して三菱総合研究所は、文部科学省と連携して主に以下の支援を実施する。こうした支援の活用場面については、別紙（本紙の最後に記載）に具体例を示しているので参考にされたい。

- ① 採択された事業における「EDU-Port 公認／応援プロジェクト」の呼称、および「日本型教育の海外展開推進事業」ロゴマーク（右図）利用の許可
- ② 文部科学省、三菱総合研究所による個別相談
- ③ 「EDU-Port 公認／応援プロジェクト」としての英文推薦レター発行
（発信者名は文部科学省。事業展開予定先の関係者へ提示することなどを想定。）
- ④ 上記以外で、海外での事業展開予定先の現地関係機関との交渉調整支援
（可能な範囲で）
- ⑤ 事業展開に関わる経費の一部支援（※公認プロジェクトのみ）
 - ✓ 但し、本事業の実施に直接必要とする経費のみとする。また、人件費および設備備品費は支援の対象外とする。
 - ✓ 具体的な支援金額は採択決定後に調整するものとする。従って「(様式3) 日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業 経費計画」に計上した経費全てを支援するとは限らない。
 - ✓ 公認プロジェクトにおける採択事業者への本年度支援総額は 800 万円程度を予定している。
（提案内容・要望に応じて、上記総額の中から各採択事業者へ配分する。）
 - ✓ 経費支援対象となる期間は、三菱総合研究所との委託契約期間中（今年度については平成 29 年 10 月上旬～平成 30 年 2 月中旬を予定）に限る。



利用可能なロゴマーク

(注1) 上記支援については、本年度（平成 29 年度）から来年度（平成 30 年度）の 2 ヶ年に渡って支援を実施する予定であるが、来年度の支援については国の財政等の状況により必ずしも実施を保証するものではない。

6. 選定方法および結果（採択・不採択）の通知

- 提出された提案内容と経費計画に基づき、以下のような視点で審査を行う。
 - ✓ 【連携体制】 必要な連携体制が組み立てられており、それが実際に機能しそうか。
 - ✓ 【事業内容】 事業内容が充実しており、かつ現実的か。
 - ✓ 【アウトプット】 事業における成果目標が適切・明確で、検証可能な形か。
 - ✓ 【アウトカム】 将来的な波及効果が、EDU-Port ニッポンの成果目標（P.2 参照）に合致するか。
 - ✓ 【スケジュールの妥当性】 スケジュールが現実的かつ効率的か。
 - ✓ 【実績】 本提案事業の推進に役立つ実績を有しているか。
 - ✓ 【テーマとの合致】 「重点テーマ」と取組内容が合致しているか（※公認プロジェクトのみ）。
- 上記に加えて、事業者の種別、事業対象となる国・地域、実施内容などのバランスに配慮しつつ、「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム 幹事会¹⁾」で審査の上、採択先を決定する。
- 審査結果(採択・不採択) は、適正な書類の提出があった全事業提案者に対し、書面にて通知する。

¹⁾ 「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム 幹事会」とは、本パイロット事業を含む、日本型教育の海外展開を支援する施策・事業全般を協議・調整するため、主に関係府省・機関の担当者や有識者で構成される組織である。

7. 採択案件および採択者に求めるその他の事項

採択機関については、採択後以下について実施およびご協力いただくものとする。

- 提案内容に従った事業の実施。
- 各年度での活動内容を取りまとめた「活動報告」の提出。
- 各種情報発信への協力（当事業ウェブサイトやメールマガジンで公表する事業概要の作成、シンポジウムでの活動報告、メディアへの情報発信など）。
- 契約、経費の精算に必要な書類・エビデンスの提出（※公認プロジェクトのみ）。
- 当事業の支援を受けて行った事業成果を発表する場合は、当事業により支援を受けたことを表示すること。その際、ロゴマークも活用すること。

8. 申請方法・スケジュール

本事業の大まかなスケジュールは以下のとおりを想定している。

7月10日	公募開始（応募資料配布開始）
7月11日	公募説明会開催
7月28日	公募締切（同日 12:00 まで）
8月上旬	審査
8月下旬	契約締結に当たっての事前調整（公認プロジェクトのみ）
9月下旬	審査結果・採択団体発表 → 契約締結・支援開始
年度末	進捗についてのヒアリング

応募方法は、本事業ウェブサイト（<https://www.eduport.mext.go.jp/news/2017/07/29-1.html>）にある以下のファイル（様式1～6）をダウンロードの上、必要事項を記載し、「日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業事務局」へ提出すること。

提出方法は、必要事項を記載した応募書類一式（電子データ）を、education-pilot@mri.co.jp へ送信するものとする。（「(様式6) 誓約書」については、必要事項を記入、押印したものをスキャンするなどして電子化の上、提出すること。）

提出された応募書類については、8月2日までに事務局から提出者に対してファイル受領の連絡を行う。なお、ファイルサイズが大きいと上記メールアドレスではファイルを送信できない可能性があるため、ファイル送信から2営業日以内に事務局からファイル受領の連絡がない場合には、応募者から別途確認を行うこと。

- ① (様式1) 日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業 申請書
- ② (様式2) 日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業 提案内容
- ③ (様式3) 経費計画
- ④ (様式4) 申請者に関するデータ
- ⑤ (様式5) 事業参加者の実績
- ⑥ (様式6) 誓約書

9. 申請書等の提出先および問い合わせ先

本パイロット事業や「日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）」に関する問い合わせ、応募書類の提出先などは以下のとおりである。

応募書類の提出先および問い合わせ先

「日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業事務局」

株式会社三菱総合研究所

日本型教育の海外展開推進事業 パイロット事業事務局

担当 : 山野内、山野、佐藤

電話 : 03-6705-6051

e-mail : education-pilot@mri.co.jp

【別紙】本パイロット事業の採択事業者が得られる支援・メリット

パイロット事業で実施する支援項目	支援の具体的な内容	支援活用により想定されるメリット
呼称・ロゴマーク使用の許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 採択された事業に関する対外発信において、「EDU-Port 公認／応援プロジェクト」の呼称、および「日本型教育の海外展開推進事業(EDU-Port ニッポン)」ロゴマークの利用を許可。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内での事業発信、ブランディング <ul style="list-style-type: none"> ✓ 採択された事業の推進を国内で発信・広報する際に呼称・ロゴを統一的に使用し、事業や自社のブランド向上。 ● 事業展開する現地国での競争力確保 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本政府が公認・応援する事実を積極的に発信することで、現地での競合との差別化を実現。
個別相談会	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業の実施機関、文部科学省と事務局の三者による個別相談会の場を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題の早期解決 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該事業の進捗状況や課題・懸念を共有し、文部科学省や事務局の助言・サポートによって効果的に事業推進。
現地機関との調整支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業が「EDU-Port 公認／応援プロジェクト」として採択されたことを示す、英文での推薦レター(文部科学省を発信者名とする)を発行・提供。 ● 現地関係機関へのアクセスを支援するため、現地の日本大使館関係者(アタッシェ等)を紹介。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地国の政府関係者との調整の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 推薦レターや現地の日本大使館関係者の支援により、現地国の政府関係者へのアクセスが円滑化。
事業展開に関わる経費の一部支援 (※「EDU-Port 公認プロジェクト」のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業展開に要した経費の一部を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業展開に必要な経費(旅費等)の一部が支援されることで、事業活動の円滑化。 ● FS 調査等の促進 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経費支援を活用して、事業の不確実性の高い段階での活動(FS 調査等)を実施。

パイロット事業で実施する支援項目	支援の具体的な内容	支援活用により想定されるメリット
<p>「日本型教育の官民協働プラットフォーム」^注の広報ツールによる支援</p> <p>^注日本型教育の海外展開に関心を有する官民の機関が参加するプラットフォーム。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同プラットフォームの一環として展開される以下のような活動を通じ、情報発信・交換の機会を提供。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内シンポジウム ✓ 海外イベント ✓ ウェブサイト(日英双方) ✓ メールマガジン、SNS など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外での事業発信、ブランディング <ul style="list-style-type: none"> ✓ 同プラットフォームのウェブサイト(日本語／英語版)等を活用して、当該事業での活動・実績を国内外へ発信し、事業や自社のブランド向上。 ● 事業展開のための連携モデル創出、連携相手発掘 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 同プラットフォームの参加団体交流を通じて、新たな連携先発掘・ビジネスモデル構築を実現。